

感染防止認証ゴールドステッカー FAQ

令和3年10月5日時点

No.	質問	回答
1-1	感染防止認証ゴールドステッカーの目的は。	新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立をめざして、感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていく必要があります。このため、飲食店等における感染防止対策のさらなる促進や、府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設したものです。
1-2	ゴールドステッカー認証を受けることのメリットは、ありますか。	店舗等の目立つところにゴールドステッカーを掲示していただくことで、当該店舗が感染症対策を実施していることをPRすることができるのと同時に、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができると考えております。 ※令和3年10月1日以降の飲食店等への要請において、ゴールドステッカー認証店舗の場合、酒類提供可能(11時～20時半)としています(認証店舗ではない場合、酒類提供自粛)。
1-3	飲食店以外もゴールドステッカーは申請できますか。	ゴールドステッカーについては、飲食店の営業許可を受けている事業者(但し、テイクアウト専用店やフードコート※等を除く)に対し、認証するものです。 ※ゴールドステッカー実施要綱上、フードコートは、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより、認証基準を全て満たす場合は、申請可能とします。なお、申請にあたっては、「ゴールドステッカーHP「3. 申込について」の「飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込みについて」をご確認ください。
1-4	ゴールドステッカーの登録店舗だということはホームページ上で公開されますか？	ゴールドステッカーの認証店舗につきましては、感染症対策を積極的に実施していただいている店舗として、府のHPに掲載させていただきます。
1-5	ゴールドステッカーは取り消すことがありますか。	認証基準に該当していないことが判明した場合には、認証の取り消しを行います。
1-6	緊急事態措置やまん延防止等重点措置、時短要請等に従わないとどうなりますか。	法に基づく要請に従っていないことが判明した場合、ゴールドステッカー実施要綱第13条に基づき、認証の取り消しを行います。 ※法令遵守の同意のうえで、ゴールドステッカー認証の申請を行ってください。
申請		
2-1	ゴールドステッカーの申請手続きは難しいのでしょうか。	各店舗において、認証基準にそった対策をとっていただき、満たしていることを確認し、パソコン・スマートフォン等で申請していただきます。申請書のほか、店舗における感染防止対策の状況写真等が必要となります。携帯電話で撮影した写真をそのまま貼り付けて、申請できるようにするなど、簡単な手続きで申請できるようにします。
2-2	申請には、何が必要でしょうか。	1. 申請書、2. 写真等(アクリル板等の設置又は座席間隔(最低1メートル以上)がわかるもの、CO2センサーの設置状況、消毒液の設置、マスク会食ポスター等の掲示状況)、3. 見回り調査時のチェックシート(見回り調査ができた店舗のみ)、4. コロナ対策リーダー宣誓書、5. 店舗が作成したチェックリストなどです。詳細は、別途、お知らせいたします。
2-3	コロナ対策リーダー宣誓書とはどのようなものなのでしょうか。	各店舗において、コロナ対策リーダーを選任していただき、リーダーは、HP上に掲載している教材による研修を受講していただきます。宣誓書には、リーダーの役割を明記しており、様式等は別途、掲載いたします。
2-4	認証基準を全て満たさないと申請できないのか。	全て満たしていただく必要があります。(一部、カラオケ設備、接待を伴うもの、ダンスホールなど、店舗にない場合は、満たす必要はありません)

2-5	インターネットが使えない場合にどのように申請すればよいでしょうか。	郵送による申請も可能にしたいと考えております。別途、お知らせいたします。
2-6	ネット環境がなく郵送による申請となる場合、申請書類はどこで入手できるのですか。	大阪府庁新別館北館1F危機管理室で入手いただけます。また、ご希望があれば感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムのORコードについて、代行による発行も実施いたします。 その他の配架場所については、追って本FAQに掲載させていただきます。
2-7	見回り隊による現地調査(4/5～5/31実施)のチェックシートが2枚あるが、どれを添付すればよいですか。	各項目にチェックがされているものを添付ください。チェックされているものが複数ある場合はどちらでも構いません。
2-8	見回り隊による現地調査のチェックシートに『-』をつけられたが申請できるのですか	見回り隊による現地調査の結果にかかわらず、今回のゴールドステッカーの認証基準を満たせば申請は可能です。
2-9	見回り隊による現地調査のチェックシートを紛失したが、どうすればよいですか。	申請時において、「紛失した」旨を選択いただければ、添付いただかなくても構いません。
2-10	審査にはどれくらいの期間を要しますか。	標準的な処理期間を2週間としています。(なお、制度開始時には、たくさんの申請が予想されるため、その分お時間をいただくことが予想されます。)
2-11	店舗に来て調査されることがありますか。	認証に当たっては、店舗への実地調査を行います。登録後においても、感染防止対策の取組状況を確認するため、調査を行うことがあります。
2-12	現地確認は、事前に連絡はありますか。	書類審査が完了した段階で、現地調査のご案内メールをお送りします。メールに記載の現地調査予約システムによりご希望の日時及び時間帯をご指定下さい。予約いただいた時間帯に店舗へお伺いします。 (郵送申請の場合は、お電話でご連絡をさせていただきます。)
2-13	本申請時の現地確認は、どの程度、時間がかかりますか	店舗の広さ等にもよりますが、20～30分程度を予定しています。
2-14	施設IDがわかりません。 ※一般	店舗に掲示されているQRコードを読み込んでいただければ施設IDがわかります。 (※青いステッカーとQRコードが連携されていることが前提です。)  不明な場合は、下記URLの「施設IDをお忘れの方はこちらから」よりお問い合わせください。(※ご登録済みのメールアドレスが利用可能であることが前提です) <a href="https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id">https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id</a>  また、以下のURLにも施設IDの発行方法を掲載しております。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html</a>

2-15	施設IDがわかりません。 ※青いステッカー番号が100000以下の方	連携作業などを特に行っていない方は、施設IDが未発行の状態です。下記のURLの手順書に従い、「施設IDがわからない方へ」をご確認のもと、施設IDを発行してください。 ※同時に追跡システム(QRコード)も発行できます。  <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html</a>
2-16	施設IDがわかりません。 ※青いステッカー番号が100001以上の方で、コロナ追跡システム(QRコード)を登録済みの方	下記のURLにアクセスし、施設IDを確認いただけます。 (※ご登録済みの利用可能なメールアドレスが必須です)  <a href="https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id">https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id</a>
2-17	コロナ追跡システム(QRコード)を紛失しました  ※青いステッカー番号が100001以上の方	下記URLから事業者マイページへログインし、QRコードを再発行できます。(※ご登録済みの利用可能なメールアドレスが必須です)  <a href="https://smartcity-osaka.jp/tenant/login">https://smartcity-osaka.jp/tenant/login</a>
2-18	差し戻しになったらどうしたらいいですか。一から書類をそろえて申請しなおしですか。	差し戻し時に、修正が必要な項目をメールに記載させていただきますので、その項目のみを修正いただき、再申請を行ってください。
2-19	一部先行発行や本申請はどこから行えますか？	感染防止認証ゴールドステッカーホームページより行っていただけます。 府庁トップページのトップのスライドもしくは下段特設サイトメニュー「ゴールドステッカー及び感染防止宣言ステッカー」から手続きができます。  <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-sticker/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-sticker/index.html</a>
2-20	一つの青いステッカーに複数の施設IDを紐づけてゴールドステッカーを申請してしまいました。	1つの青いステッカーに対し、1つの施設IDを連携させて申請してください。  審査の過程で差し戻しになったり、最終的にゴールドステッカーをうまく発行できない原因となります。
2-21	現地確認の予約メールを消してしまいました。どうすれば予約をとれますか。	現地確認の予約は下記リンク先より行っていただけます。 <a href="https://reserva.be/osakaprefecture">https://reserva.be/osakaprefecture</a> 予約の際は、 ID:大阪コロナ追跡システム施設ID、パスワード:「G」+申請システムから申請受付時に発行される申込番号(数字8桁) でログインください。

2-22	飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込み方法等について詳しく知りたい。	<p>ゴールドステッカー実施要綱上、フードコートは、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより、認証基準を全て満たす場合は申請可能といたします。</p> <p>具体的には、次の手順で申請してください。</p> <p>①各店舗が申請書を作成のうえ、施設管理者が全店舗分の申請書を取りまとめ  ※申込みフォームによる申請はできません。必ず、紙申請書で申請してください。（「郵送による申し込みについて」をご参照ください）  ※各店舗は、認証基準の各項目のうち、該当する項目にチェックマークを記載してください。  ※施設管理者は、必ず、全店舗分の申請書を取りまとめてください。1店舗でも申請がない場合は対象となりません。</p> <p>②施設管理者が認証依頼書を作成のうえ、上記①の全店舗分の申請書と添付書類を大阪府へ提出  ※施設管理者は、認証基準遵守申立書において、該当する項目にチェックマークを記載してください。  ※各店舗と施設管理者の両者をあわせることにより、認証基準の全項目にチェックが入るようにしてください。1項目でもチェックがない場合は、対象となりません。</p> <p>③大阪府で審査のうえ、認証基準に適合している場合は認証  ※書類審査と現地調査等を行います。</p> <p>④ゴールドステッカー発行  ※ゴールドステッカーは各店舗ごとに発行します。</p>
------	--	--

これまでの感染防止宣言ステッカー（青色）との関係について

3-1	これまでの感染防止宣言ステッカー（ブルー）との違いは何ですか。	「感染防止宣言ステッカー」は、業種別ガイドラインの遵守の状況を、事業者の自己申告をもとに、審査なしでステッカーを発行する仕組みです。「感染防止認証ゴールドステッカー」については、事業者からの申請に基づき府が審査を行ったうえで認証し、ゴールドステッカーを交付するものです。審査にあたっては、申請時の写真やチェックリストでの確認とともに、実際に店舗に訪問し、事業者の取組状況を確認することとしています。
3-2	ゴールドステッカーの申請にあたり、従来の感染防止宣言ステッカーの登録が必要ですか。	認証基準において、あらかじめ感染防止宣言ステッカーを登録していることが条件となっております。登録されていない場合は、先に感染防止宣言ステッカーの登録をお願いします。
3-3	ゴールドステッカーの認証と感染防止宣言ステッカーの登録について、2つのステッカーを同時に貼ることは可能ですか。	ゴールドステッカーのみ掲示していただければ結構です。
3-4	これまでの感染防止宣言ステッカー（青色）、今回のゴールドステッカー、先行発行分のゴールドステッカーについて、ステッカー番号がそれぞれ変わるのですか。	番号は同じです

認証基準

4-1	基準1 コロナ対策リーダーは複数人を置くことは可能ですか。	複数人を置くことは可能ですが、申請の際は、代表者1名のお名前申請いただくようお願いします。
4-2	基準2 消毒設備はどの程度の数必要ですか。	認証基準では、店内入口での設置を要件としておりますので、入口に1個以上、設置いただいたら結構です。

4-4	基準4 テーブル会計等で、レジのない店ではどのような写真の添付が必要ですか。	「遮蔽に関する具体的な方法」の「その他」欄にチェックし、( )内に、「テーブル会計のためレジなし」などと記入し、テーブル会計をしている様子等の写真の貼付をお願いします。
4-6	基準7 テーブル間の相互に対人距離が最低1m以上確保となっているが、テーブルの距離なのか、人と人との間なのか、どちらですか。	人と人との間の距離です。
4-7	基準7 パーティションの高さについて、まん延防止等重点措置期間中は、床から140cmであったのに、今回は目を覆う高さとなっている。目を覆う高さにしなれば、認証してもらえないのでしょうか。	国の基準において、「目を覆う高さ」となっておりますので、ご理解ご協力をお願いします。
4-8	基準8 テーブルの上にアクリル板が設置できないが、その場合は、どうすればよいですか。	対人距離が確保されるよう椅子を外していただくことや、椅子に「×」印など、利用できないような明示をお願いします。
4-9	基準8 アクリル板が設置不可の場合、距離を開けるために席に×印を書くことは必須か。	予め椅子を取り除くことや利用できない旨の表示をお願いします。
4-10	基準8 全てのテーブルでアクリル板の設置は必要ですか。	全てのテーブルにアクリル板を設置していただくか、もしくは対人距離をとっていただくようにお願いします。
4-11	基準8 丸テーブルの場合は、どのようにアクリル板を設置すればよいですか。	「十字」「キ字」にはなりません、お客さんお一人おひとりにアクリル板を設置していただくようにお願いします。
4-12	基準8 座席間隔について、背中合わせの場合も1m以上の距離が必要ですか。	対人距離が最低1m以上確保できるようにお願いします。
4-12	基準8 二人掛けテーブルで、アクリル板の設置ができず、対角線上に座ることもできない場合、1人で利用してもらえないですか。	対人距離1mが確保できない場合は、1人での利用になります。
4-16	基準8 机を挟んで座る場合、対人距離が最低1m以上であれば、机の幅は1m以下でも問題ないのですか。	対人距離が1m以上とれていれば結構です。
4-17	基準9 カウンター席の場合、カウンター越しの店員と客の間には、何も置かなくても大丈夫ですか。	カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し 従業員のマスク着用のほか仕切り設置などの工夫をお願いします。カウンターで注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意をお願いします。
4-18	基準11 客が料理を取り分けることは、だめなのですか。	お客さんに取り分けてもらう場合は、箸などを共有しないようにお願いします。

4-19	基準17 和式トイレなど蓋がない場合はどうすればよいですか。	申請フォームに「該当なし」の項目を設けております。
4-20	基準17 共用トイレであり、掲示することができないが、どうすればよいですか。	申請フォームに「該当なし」の項目を設けております。
4-21	基準21 接待を伴う飲食店は会話をする場合、マスク着用を徹底しなくてもよいのでしょうか。	食事中以外は、マスク着用の徹底をお願いします。
4-22	基準31 CO2センサーはどの程度必要ですか。	最低1台の常備をお願いします。
4-23	基準32 建築物衛生法の対象施設とは、どのような施設ですか。	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、旅館、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、特定用途に使用される延べ面積が3,000平方メートル以上を有するものです。 下記をご参照ください。 < <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tokkennitute.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tokkennitute.html</a> >
4-24	基準39 各事業者(店舗)が作成するチェックリストとは、どのようなもののでしょうか。	事業者が作成するチェックリストとは、各施設、事業者ごとの具体的な感染防止対策の手順や方法を定めたもので、具体的には、清掃や消毒の頻度、消毒液の残量の確認などを定め、店舗のわかりやすい場所に掲示していただくものです。ひな型は、HPに掲載いたしますのでご覧ください。
先行発行		
5-1	先行ゴールドステッカーと本申請後のゴールドステッカーのデザインは同じですか。	同じです。
5-2	先行発行分のゴールドステッカーには、期限の表示はあるのですか。	期限の表示はありません。
5-3	先行発行分のゴールドステッカーを取得した後、2か月以内に申請しなかった場合、大阪府からとりにくるのですか。	お手数ですが、お店の方で撤去いただくようお願いいたします。 なお、大阪府から撤去に伺う場合もあります。
5-4	先行発行分のゴールドステッカーについて、2か月の起算日はいつからですか。	起算日は6月16日であります。速やかに申請をお願いします。
5-5	先行発行分のゴールドステッカーについて、どのように感染防止対策の確認をするのですか。	すでに現地確認をしておりますので、本申請において、現地確認の予定はありません。なお、府民の方から、連絡があった場合は、現地確認を行うこととしております。

5-6	先行ステッカーは2か月間はHPで公表されるのか？本申請が間に合わなければHPから店名が消されたりするのか。	一部先行発行のゴールドステッカー発行店舗については、府のHPで公表いたしますが、申請がなければ2か月後にHPから削除いたします。また、本申請でゴールドステッカーを取得いただいた店舗については、別途公表させていただきます。
5-7	先行メールに送られたアドレスは、見回り時に店舗側がチェックシートに記入したアドレスなのですか。	店舗側で記入いただいたアドレスや大阪コロナ追跡システム発行時にご登録頂いているアドレス等に送付させていただいております。
5-8	一部先行発行について、主要項目以外が全て「-」でも対象になってしまうのか	先行発行の対象になりません。
その他		
6-1	大阪府が発行するゴールドステッカーの数量に限りがあるのでしょうか。	ゴールドステッカーは、大阪府内に所在する、飲食店(但し、テイクアウト専用店やフードコート等を除く)を対象としています。数量の限定は、ございません。
6-2	ゴールドステッカーについて、拡大、縮小コピーして掲示したり、複数枚コピーして貼っても大丈夫ですか。また、白黒で掲示してもいいですか？	比率を変えなければ、拡大、縮小して掲示することは、大丈夫です。また、複数枚コピーして貼っていただくことも大丈夫です。白黒でもかいません。
6-3	ホームページやSNSにステッカーを掲載してもいいですか。	広くPRしていただくことは構いません。
6-4	見回り隊によるチェックリストは確認できますか。	個別にご連絡をいただければ対応させていただきます。